

# 愛知県災害拠点病院設置要綱の一部改正等について

## 愛知県災害拠点病院設置要綱の一部改正

### 【改正前】

(災害拠点病院の指定)

第2条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、次条に定める愛知県災害拠点病院協議会の協議を経た上で、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会医療対策部会の意見を聴くものとする。

(愛知県災害拠点病院協議会)

第3条 災害拠点病院に関する次の事項を協議するため、愛知県災害拠点病院協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(1) 災害拠点病院の指定に関する事項

(2) 災害拠点病院の運営に関する事項

(3) その他、災害拠点病院に関する事項

2 協議会の委員は、有識者、災害拠点病院の医師、医療関係団体の役員、その他の者で、愛知県医療審議会医療対策部会の推薦を受けた者の中から知事が委嘱する。

3 委員の定数は5名とする。

4 委員の任期は2年とする。

5 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

6 協議会の庶務は、愛知県健康福祉部健康担当局医務国保課が行う。

7 本条に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(災害拠点病院の指定基準)

第4条

(災害拠点病院の構成)

第5条

(災害拠点病院の運営)

第6条 災害拠点病院は、常に、第4条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

【改正後】

( 災害拠点病院の指定 )

第 2 条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、別に定める愛知県災害医療対策協議会の協議を経た上で、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会医療対策部会の意見を聴くものとする。

第 3 条 削除

( 災害拠点病院の指定基準 )

第 3 条

( 災害拠点病院の構成 )

第 4 条

( 災害拠点病院の運営 )

第 5 条 災害拠点病院は、常に、第 3 条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

( 附 則 )

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 2 5 日から施行する。

( 附 則 )

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。